私は選出された場合、既定の学年度にロータリー財団より承認された教育機関に留学するためにロータリー財団から授与された奨学金を受諾します。

私は、グローバル補助金申請書に記載された通りロータリー財団が奨学金を私に授与することに同意することを認識しています。本奨学金を受領するにあたり、私は以下を確認し、またこれに同意します。

1. 私は、「地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件」（授与と受諾の条件）を受け取りました。また、奨学金、ならびにロータリー財団から授与された資金の適切な使用に関する全指針を順守します。
2. 私は、次の者ではないことを証します。　1）ロータリアン、2）クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員、3）前記2項の配偶者、直系親族（血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子）、直系親族の配偶者、直系尊属（血縁による両親または祖父母）。
3. 私の奨学金は、承認された教育機関に入学するために授与されたものであり、ロータリー財団により承認されたとおり、奨学金支給期間中のみに発生した費用を賄う為のものです。　他のいかなる人の費用も、直接あるいは間接を問わず、私の受ける奨学金により賄われることはありません。
4. 自国と受入国の税法によっては、支給される奨学金の一部または全額に課税される場合があり、私は、すべて私だけの責任において奨学金に対する課税と母国における課税について調査し、また支払うことを確約します。
5. 私は、受入地区内のロータリー・クラブや地区の活動に参加できるよう、承認された受入地区内の教育機関の近隣に居住します。
6. 奨学金支給期間が既に始まった後に入学を延期することは考慮の対象とならず、また承認されません。
7. 本奨学金は、承認された奨学金支給期間内の連続した期間に支給されます。また、この奨学金は、ロータリー財団により承認された修士レベル（またこれと同等の）プログラムのみに支給されるもので、いかなる状況であれ、承認された期間を超えて奨学金の支給が継続されることはありません。
8. 私は、授与と受諾の条件に記載されているすべての旅行方針に従います。
9. 私は、留学期間前後と留学期間中、派遣国と受入国の提唱者、ならびにロータリー財団に、現住所、電話番号、eメールアドレスを常時知らせます。
10. 私は、派遣ロータリー・クラブや地区から提供され、出席が義務付けられている出発前のオリエンテーションに出席します。また奨学金支給期間中に、提唱者から要請された場合、クラブや地区の活動にも参加します。
11. 私は、奨学金支給期間中12ヵ月毎に、中間報告書を提出します。また、奨学金支給期間の終了から2ヶ月以内に、最終報告書を提出します。私は、75米ドル以上の経費の領収書を派遣クラブまたは地区に提出します（派遣クラブまたは地区の要請によっては、75米ドル以下の経費の領収書も含める）。
12. 私は、他の人の気分を害さぬよう、論争の的となる問題や政治的、人種的、宗教的な問題について個人的意見を述べるにあたっては良識を働かせます。　さらに私は、受入国の地元の法律に従い行動します。
13. 奨学金支給期間中は、危険な活動への参加を慎むことに同意します。さらに、次のことを了解し、これに同意することをここに確認します。

・私は、留学中、あるいは留学国への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負います。

・私は、奨学金支給期間中に、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識しています。こうした活動には、病気、怪我、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律への違反から生じる問題、肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などがあります。私は、こうしたリスクがあることを理解し、奨学金に伴う全てのリスクを受け入れます。

・留学中、あるいは留学国への往復旅行中、また奨学金に関連するいかなる時点においても、私が負った、または罹患した病気、怪我、その他の損失（情緒障害を含む）とそれに伴って生じる全費用は、私自身が一切の責任を負います。

1. 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、国際ロータリー(RI)とロータリー財団（理事、管理委員、役員、委員、職員、代理人、協力財団、代表者を含め、総称して「RI/ロータリー財団」）に負わせることはありません。また、奨学金によって充当されない全ての費用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、不法行為、本奨学金に適用される規定および条件の違背に基づき、RI/ロータリー財団に申し立てをしたり、あるいはRI/ロータリー財団に弁済を求める請求（肉体的損傷あるいは物的損害に対する請求を含むが、これに限られない）、要求、行為、損傷、損失、出費、負債、罰金、経費（妥当な弁護士の費用およびその他の訴訟費用を含む）、裁定からRI/ロータリー財団を守り、補償し、損害を与えないことに同意します。上述には、RI/ロータリー財団または第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ（ただし、これに限られるものではない）、これはいかなる保険契約が存在しようともかかわりなく適用されます。
2. 私は、留学期間中、旅行医療・損害保険に加入します。私は、この保険が、留学期間中の渡航および滞在する国において有効であり、出発日から正式な帰国日まで効力を有するものでなければならないことを了解しています。要請があれば、私は派遣側と受入側の提唱者、ならびにロータリー財団に義務付けられた保険限度額の証明となる保険加入証明書を提供します。
3. 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず自国に帰還しなければならない場合、ロータリー財団は自国への移送費用を支払います。RI/ロータリー財団は、現在も将来においても、いかなる医療費あるいは治療費も負担することはありません。
4. 旅行、語学研修、保険、宿泊先、旅券、ビザ、予防接種、資金準備などの手配は全て私の責任であり、いかなるロータリアン、ロータリー・クラブ、地区、RI/ロータリー財団の責任ではないことに同意します。
5. 私は、旅行中の安全に関して、ロータリー財団が下した決定にすべて従います。したがって、奨学金支給期間中のいかなる時点においても、留学国で私の安全が脅かされている、またはその危険性があるとロータリー財団がその裁量において判断した場合、ロータリー財団は私に直ちに帰国するよう要請することができます。さらにこのような事態となった場合、私は、その結果に伴う奨学金の変更に関するロータリー財団の決定に従うことに同意します。
6. 次のような結果を招く私の行動は、奨学金取り消しの充分な理由と当然みなされます。(a)出発前の準備を期日通りに行っていない場合、(b)私の最新の住所、電話番号、eメールアドレスを、常に派遣クラブ、地区およびロータリー財団にしらせておくことを怠った場合、(c)奨学金支給期間を通じて、大学で標準的とされる学業成績を維持できなかった場合、(d)違法行為が明らかになった場合、(e)期日通りに報告書を提出しなかった場合、(f)ロータリー財団からの承諾書なしに科目あるいは課程を変更した場合、(g)奨学金支給期間の終了前に、当該教育機関から退学したり、研究コースあるいはプログラムから離脱した場合、(h)奨学金支給期間中を通じて、承認された受入地区にとどまらなかった場合、(i)留学国で使用される言語の語学能力が不足している場合、(j)本同意書に記載されている授与と受諾の条件、あるいはロータリー財団のその他方針に適切に従わなかった場合、(k)奨学金に関する義務が遂行できなくなるような不慮の事態が私に起こった場合。また私が上記の事項のいずれかに該当した場合、私の派遣地区または受入地区は、奨学金を取り消すよう要請することができます。
7. 奨学金を途中で辞退したり、あるいはロータリー財団から奨学金を打ち切られた場合、私はそれ以後の財団奨学金に対するすべての権利を失い、未使用分の奨学金を返還することに加え、帰国の旅費を自己負担し、受領した資金全額とその資金から得られた利子を全て返還します。
8. 私は未使用の奨学金をロータリー財団に迅速に返還します。
9. 要請があれば、ロータリー財団が私の氏名や連絡先を他の奨学生やロータリー地区に提供することを許可します。特に書面で明記していない場合、私は報告書に添えて写真を提出することにより、ロータリーの目的を助長することを目的として、RIとロータリー財団の出版物、広告、ウェブサイトなど（ただしこれに限られない）にこれを掲載する権利をRIとロータリー財団に与えます。また私は、私が最終報告書に添えて提出した写真を、ロータリーの目的を助長することを目的として、RIとロータリー財団がロータリーの関係組織に提供することを許可します。

本同意書に起因あるいは関連するすべての事柄は、抵触法の原則を適用せず、米国イリノイ州法によってのみ管轄されるものとします。これには、イリノイ州法の解釈、構造、履行、執行を含みますがこれにかぎられるものではありません。本同意書に起因あるいは関連するいかなる訴訟も、米国イリノイ州のクック郡巡回裁判所(Circuit Court of Cook County)、あるいはイリノイ州北部地区連邦地方裁判所(Federal District Court for the Northern District of Illinois)で行われる必要があります。私は、訴訟において、これらの裁判所と、これらの裁判所それぞれの控訴裁判所の専属管轄権に従うものとします。本同意書は、上記のいずれかの裁判所から判決を受けた一方の関係者が、その判決の適用をほかの裁判所において主張することを禁じるものではありません。前述の記載に加え、ロータリー財団は、地区の所在地域を管轄する裁判所において、地区に対する訴訟を起こすことができます。